

荒尾市住民監査請求に係る陳述等の実施
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項及び第8項に規定する住民監査請求に係る証拠の提出、陳述の聴取等について、必要な事項を定めるものとする。

(請求人の陳述の機会の設定)

第2条 監査委員は、住民監査請求の受理を決定したときは、速やかに当該請求をした者（以下「請求人」という。）への陳述の機会の付与について請求人の意思を確認し、陳述を行う旨の申出があったときは、その日時、会場等（以下「期日等」という。）を請求人（請求人が書面により代理人を選任している場合には、請求人又は代理人。以下同じ。）に通知するものとする。

2 監査委員は、前項の規定により通知する場合において、請求人が複数のときは、書面による代表者の選任を求め、その代表者に通知するものとする。

3 監査委員は、請求人から陳述を行わない旨の申出があったときは、陳述の機会を設定しないものとする。

(請求人による証拠の提出)

第3条 請求人による証拠の提出は、陳述を行う日（陳述を行わない場合には、請求書受付の日から起算して2週間を経過する日）までに行うものとする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、監査委員が別に定める日までとする。

2 前項の証拠は、請求の趣旨に係る事実を証する書面に限るも

のとし、その提出は、持参又は郵送によるものとする。

(請求人の陳述)

第4条 請求人の陳述は、提出された請求書の内容を補足し、又は新たに提出された証拠に関する内容に限るものとし、その範囲内で行わなければならない。

2 請求人の陳述は、公開とする。ただし、請求人が陳述を公開しないことを求めるとき又は公開により個人のプライバシーを侵害する等のおそれがあると監査委員が認めるときは、非公開とすることができる。

3 陳述を行う者(以下「陳述人」という。)は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。

4 監査委員は、陳述を行おうとする請求人が複数いる場合は、その人数を制限することができる。この場合において、請求人は、監査委員が定める人数を超えない範囲で陳述人を選定し、監査委員の定める期日までに監査委員に通知しなければならない。

5 陳述の時間は、陳述人の人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(関係職員等の立会い)

第5条 監査委員は、請求人の陳述に際し、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員(以下「関係職員等」という。)に立会いの機会を与えるものとする。

2 前項の場合において、監査委員は、請求人の陳述の期日等を関係職員等に通知するものとする。

3 立会いをしようとする関係職員等は、監査委員が指定する日までに、その旨を監査委員に申し出なければならない。

4 監査委員は、立会いをしようとする関係職員等が複数の場合

は、立会いをする者（以下「立会人」という。）の数を制限することができる。

5 立会人は、立会いに際しては、監査委員の指示に従わなければならない。

6 監査委員は、立会人が請求人陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、関係職員等の立会いを制限し、又は認めないことができる。

（関係職員等の陳述）

第6条 監査委員は、法第242条第8項の規定による関係職員等の陳述の聴取を行うときは、期日等を設定し、関係職員等に通知するものとする。

2 関係職員等の陳述は、公開とする。ただし、陳述の内容を公開することにより、個人のプライバシー侵害又は本市の事務又は事業の執行に支障を生ずるおそれがあると監査委員が認めるときは、非公開とすることができる。

3 第4条第3項から第5項までの規定は、関係職員等の陳述について準用する。この場合において「請求人」とあるのは、「関係職員等」と読み替えるものとする。

（請求人の立会い）

第7条 監査委員は、関係職員等の陳述に際し、必要があると認めるときは、請求人に立会いの機会を与えるものとする。

2 前項の場合において、監査委員は、関係職員等の陳述の期日等を請求人に通知するものとする。

3 監査委員は、請求人が複数のときは、第2条第2項の規定による代表者に通知するものとする。

4 第5条第3項から第6項までの規定は、請求人の立会いにつ

いて準用する。この場合において「関係職員等」とあるのは「請求人」と、「請求人陳述」とあるのは「関係職員等の陳述」と読み替えるものとする。

(陳述の中止等)

第8条 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。

2 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第9条 監査委員は、第4条第2項ただし書又は第6条第2項ただし書の規定により陳述を非公開とする場合を除き、陳述の傍聴を許可することができる。

2 陳述の傍聴を希望する者は、陳述の開始予定時刻30分前から5分前までの間に住民監査請求に係る陳述の傍聴人受付簿に必要な事項を記入しなければならない。ただし、報道関係者で監査委員から許可を受けたものについては、この限りでない。

3 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、5人とする。ただし、監査委員は、会場その他の都合により、傍聴人の人数を変更することができる。

4 陳述の傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴の禁止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
 - (2) 看板、貼り紙、プラカード、旗、メガホンその他の陳述会場に持ち込むことが不適當であると監査委員が認める物を持ち込もうとする者
 - (3) はちまき、たすき、ヘルメット、ゼッケン、のぼり等これらに類するものを着用し、又は携帯している者
 - (4) 酒気を帯びている者又はそれと同様の状態と認められる者
 - (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると監査委員が認める者
- (傍聴人の遵守事項)

第 11 条 傍聴人は、静肅を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述人、関係職員等の陳述等に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 陳述人、関係職員等の陳述等の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 監査委員及び監査委員事務局職員の指示に従うこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 12 条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。
- (2) 陳述の状況から、傍聴がふさわしくないと監査委員が認めるとき。

(陳述の撮影及び録音の禁止)

第13条 監査委員事務局職員が職務として行うものを除き、陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音は認めない。ただし、監査委員の許可を得たときは、陳述開始前に限り撮影を認めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、住民監査請求に係る証拠の提出、陳述等に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。